

## 道州制に係る主な論点(これまでの議論のポイント)

※各種答申、報告等をもとに作成

	地方制度調査会	道州制ビジョン懇談会	全国知事会	自民党道州制推進本部	関西広域連合 道州制のあり方研究会
	道州制のあり方に関する答申について (H18.2.28)	道州制ビジョン懇談会中間報告 (H20.3.24)	道州制に関する基本的な考え方 (H25.1.23)	道州制推進基本法案(骨子案) (H26.2.18)	道州制のあり方について(最終報告) (H26.3.24)
道州の 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域自治体として、都道府県に代えて道又は州を置く</li> <li>・道州と市町村の二層制</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に代わる広域自治体</li> <li>・道州と市町村の二層制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国統一的な制度ではなく、それぞれの地域で自ら、府県を越える広域自治体の必要性やその形態等を議論し、地域の個性を生かせる枠組みを、柔軟に選択できることが重要</li> </ul>
道州の 区割り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省の地方支分部局管轄区域に準拠した9・11・13道州の3案を例示</li> <li>・複数都道府県を合わせた広域的な単位が基本</li> <li>・社会経済的諸条件に加え、地理的、歴史的、文化的条件も勘案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的・財政的自立が可能な規模のほか、地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面の交流等の条件を有することが必要</li> <li>・住民の意思を可能な限り尊重し、法律で全国をいくつかのブロックに区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論すべき</li> <li>・住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の都道府県の区域より広い区域(地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域をすることが適当と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮するため、当該地域の十分な意見の反映が必要</li> </ul>
大都市の あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例及び税財政制度等を設ける</li> <li>・東京については、さらに特性に応じた特例を検討することも考えられる</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体としての大都市のあり方についてどうするか、特に、現行の大都市制度との関係を整理する必要</li> <li>・道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係を整理する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都及び大都市の在り方については、道州制国民会議へ諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市をはじめとする大都市について、そのあり方及び道州制における位置づけ、国や道州との関係について明確にすべき</li> </ul>
国と地方の 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国(特に各府省の地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲</li> <li>・道州は広域事務を担う役割に軸足を移す</li> <li>・現在都道府県が実施している事務は、大幅に市町村に移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国: 国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定</li> <li>・道州: 基礎自治体の範囲を越えた広域行政、道州の事務に関する規格基準の設定、基礎自治体の財政格差等の調整</li> <li>・基礎自治体: 地域に密着した対人サービスなどの行政分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国: 外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化</li> <li>・道州: 広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等</li> <li>・都道府県の事務は可能な限り市町村に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国: 国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの等に極力限定</li> <li>・道州: 国及び都道府県から移譲承継された事務を処理</li> <li>・基礎自治体: 市町村の事務及び都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理</li> </ul>	<p>道州のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画立案・総合調整型イメージ 道州は、広範な企画立案機能を含め総合調整機関としての役割を果たすイメージ</li> <li>・基礎自治体補完型イメージ 道州は、国や基礎自治体との調整、また基礎自治体の補完などを主に行うイメージ</li> <li>・府県連合型イメージ 府県を併存させた道州または広域連合を置くイメージ</li> </ul>
議会・ 執行機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員及び長は、道州の住民が直接選挙</li> <li>・議員の選出方法は、比例代表制を採用することも考えられる</li> <li>・長の多選は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会と執行機関については、全国一律の設置基準ではなく、各道州独自の立法で自主的に組織を形成</li> <li>・広範な自主立法権をもつ一院制議会を設置</li> <li>・議員及び首長は、地域住民による直接選挙</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員及び長は住民が直接選挙</li> </ul>	—
自治立法権	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については、道州の立法に委ねる</li> <li>・国の権限は、法律と政令に留め、省令、規則、通達等で道州及び基礎自治体を拘束しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法令の内容は基本的事項にとどめる</li> <li>・道州に広範な自治立法権を付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定</li> <li>・道州の自治立法権限の拡充を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会に委ねるべき</li> </ul>

	地方制度調査会	道州制ビジョン懇談会	全国知事会	自民党道州制推進本部	関西広域連合 道州制のあり方研究会
税財政制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの事務移譲に伴う税源移譲</li> <li>偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実等を図り、分権型社会に対応する地方税体系を実現</li> <li>税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築</li> <li>道州及び基礎自治体に課税自主権を付与</li> <li>道州と基礎自治体に必要な財政調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の課税自主権を強化</li> <li>偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築</li> <li>道州間の歳入を均等化するための財政調整制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分</li> <li>税源の遍在を是正するため必要な財政調整制度を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示すべき</li> <li>道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要</li> </ul>
メリット・デメリット等	—	<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治や行政が身近なものになることにより、受益と負担の関係が明確化</li> <li>政策の意思決定過程の透明化</li> <li>東京一極集中の是正</li> <li>迅速で効果的な政策展開</li> <li>重複行政の解消</li> <li>広域の経済文化圏の確立</li> <li>国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立</li> </ul> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域間格差の拡大</li> <li>道州の人材や能力の不足</li> <li>住民自治の形骸化</li> <li>道州間の企業や富裕層誘致の競争が激化</li> <li>都道府県単位の業界や文化団体への影響</li> <li>都道府県単位で代表を出している行事等への影響</li> </ul>	<p>(H18.6 道州制特別委員会)</p> <p>○道州制の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方双方の政府を一体的に再構築し、地方分権改革の推進につながる</li> <li>広域的な地域課題に対し、一元的・総合的な取組みが可能</li> <li>広域課題に迅速・適切に対応できる</li> <li>道州内に存在する資源をより効果的に活用した地域経営が可能</li> <li>分野を横断した総合的な施策を民主的に展開できるようになり地域の主体性が向上</li> <li>地域・住民に近いところで行政運営が行われ、自治・分権が拡大</li> <li>地域の経済や社会の活性化</li> <li>自己決定と自己責任を基本とした活力ある地域社会の形成</li> <li>東京一極集中の是正</li> <li>施設の有効活用や戦略的投資、機能分担等が可能に</li> <li>国の機関、人員及び行政経費を大幅に削減するとともに、二重行政解消による効率的な行政運営</li> </ul> <p>○道州制導入について慎重な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まずは、現行の都道府県への権限移譲を推進すべき</li> <li>道州制の導入を是とするためには、中央省庁のあり方、税体系及び財政調整制度を具体的に提示する必要</li> <li>地方制度のあり方は、地域住民の意見や自治体間の議論を踏まえる必要があるが、国民的な関心事となっていない</li> </ul>	<p>(H20.7 道州制に関する第3次中間報告)</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ整備・サービス供給でのスケールメリット</li> <li>経済効果と費用負担の関係が区域内で完結</li> <li>道州は海外諸国と直接経済交流・競争できる規模に</li> <li>東京以外に成長の核となる都市が育つ</li> <li>地域間の経済力格差の縮小</li> <li>道州政府の多様な政策、競争により、国全体が多様化・活性化</li> <li>中央政府の国家戦略・危機管理能力の高まり</li> <li>国・地方の組織・人員のスリム化</li> <li>地域の実情や住民ニーズに応じた行政サービスが迅速できめ細やかに実現等</li> </ul> <p>○デメリットとして懸念される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道州政府が住民から遠くなる</li> <li>小規模な基礎自治体への補完機能が弱まるおそれ</li> <li>道州内で一極集中、地域間格差が生じるおそれ</li> <li>国家として統一性が失われ、国家の力が弱まるおそれ</li> <li>各都道府県が持つ文化、伝統、郷土意識、一体感が失われるおそれ</li> <li>専ら各都道府県の区域をマーケットとする企業活動が縮小するおそれ</li> </ul>	—
移行プロセス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国において同時に移行（先行して移行も可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国一律に移行</li> <li>移行時期は、おおむね10年後（2018年）までに完全移行</li> <li>「道州制基本法（仮称）」の制定（2010年には原案作成）</li> <li>内閣に、検討機関として「道州制諮問会議（仮称）」を設置し、その支援機関として、「道州制推進会議（仮称）」を設置</li> <li>各地域に道州制推進組織を設置</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣に道州制推進本部を設置</li> <li>内閣府に道州制国民会議を設置</li> <li>内閣総理大臣は、道州制に関する重要事項（※）を道州制国民会議に諮問しなければならない</li> </ul> <p>※道州の区域、事務の分担、自治立法権限、財政制度、財政調整制度、議会の在り方、組織、首都及び大都市の在り方 等</p>	—